（証券コード　9638）
平成18年６月６日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
情 報 技 術 開 発 株 式 会 社
代表取締役社長　竹　田　征　郎

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面あるいは電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。書面による場合は、お手数ながら後記「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年６月23日までに到着するようご返送をお願い申し上げます。
　電磁的方法（インターネット）による場合は、書面による場合と同様に「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、２頁から３頁までの「電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について」をご高覧のうえ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成18年６月24日（土曜日）午前10時**
２．場　　所　**東京都新宿区西新宿六丁目８番１号**
　　住友不動産新宿オークタワー　13階　当社大会議室
３．会議の目的事項
　報 告 事 項　平成18年３月31日現在貸借対照表ならびに第38期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）営業報告書および損益計算書報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　第38期利益処分案承認の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（22頁から29頁までの）に記載のとおりであります。
　　第３号議案　取締役９名選任の件
　　第４号議案　監査役１名選任の件
　　第５号議案　取締役の報酬額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使書コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成18年６月23日（金曜日）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、MicrosoftR Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用すること。

③　携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】0120－186－417（24時間受付）
＜住所変更等用紙の請求＞0120－175－417（24時間受付）
＜そ　の　他　の　照　会＞0120－176－417（平日９：00～17：00）

以　上

添付書類

営　業　報　告　書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

Ⅰ　営　業　の　概　況

１．営業の経過および成果

当期のわが国経済は、企業収益の改善に伴う民間設備投資の増加や雇用・所得環境の好転などを背景にした個人消費の回復などに支えられ、緩やかながらも継続した回復基調のうちに推移しました。期末にかけては、景気の回復に力強さが増したことにより日本銀行が量的緩和政策の解除に踏み切るなど、デフレからの脱却が鮮明となってきました。

当情報サービス産業におきましても、企業の設備投資の増加や平成17年４月の「個人情報の保護に関する法律」の施行などによるセキュリティ意識の高まりを背景として、受注ソフトウェア部門やシステム等管理運営部門を中心に需要の回復がみられました。その一方で、一部の分野での技術者の不足、システム開発の高度化・短期化、開発案件のオフショア化に代表される価格競争などを背景に業者間の競争は激化しており、ユーザの要求に的確に対応できる業者が厳しく選別される傾向が顕著になっております。

このような環境下、当社は、「事業構造変革への挑戦」「業務プロセスの確立と実践」「お客様満足度の向上」を全社方針として掲げ、組織の大規模な改編をはじめ、プロジェクト採算の厳格な管理、人事制度の抜本的改革、業務費の大幅な削減と教育研修費への優先的配分など、生産性の継続的な向上とそれを可能とする企業風土の変革のための諸施策を強力に進めてまいりました。

また、顔認証システム「＠Ｆａｃｅシリーズ」や統合ＩＴ資産管理ソフトウェア「ＬＡＮＤｅｓｋ」など情報セキュリティビジネスの推進のため、ソリューション営業部を新設し、東京と大阪にはショールームを設置するなど販売力の強化に努めてまいりました。さらに、エンベデッド・ユビキタス／半導体関連の分野においては、独自のソフトウェア開発ツールを有する企業との業務提携を締結し、またＬＳＩ評価技術の研究を推進するため北九州学術研究都市に北九州ラボラトリを開設するなど、積極的な経営施策を実施してまいりました。

これらの結果、当期の売上高は192億16百万円（前期比8.3％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は11億80百万円（前期比38.7％増）、経常利益は12億10百万円（前期比34.1％増）となり、当期純利益につきましては、６億４百万円（前期比14.1％増）となりました。

事業部門別の概況は次のとおりです。なお、当営業年度から事業部門を変更したため、前年同期比較に当たっては前営業年度分を変更後の区分に組み替えて行なっております。

「ソフトウェア開発部門」

この部門は、汎用大型コンピュータやクライアント／サーバ（ＣＳＳ）系ソフトウェア開発、Ｊａｖａなどを使ったＷｅｂアプリケーションの構築に関するシステム・インテグレーションおよび受託ソフトウェア開発を行なっております。システム・インテグレーション分野において金融・公共・製造・流通など広い分野で主要顧客向けの基幹システム再構築案件等の売上が大きく伸び、受託ソフトウェア開発分野においても大口顧客向け案件が順調に増加した結果、売上高は111億50百万円（前期比9.6％増）となりました。

「情報処理サービス部門」

この部門は、汎用大型コンピュータの管理運営業務からネットワークシステムなどの管理監視業務まで、情報システムに関する総合サービスを行なっております。システムの管理運営分野においてユーザからの底堅い需要に支えられ受注が増加するとともに、アウトソーシング関連においても売上が堅調に伸びた結果、売上高は38億35百万円（前期比7.0％増）となりました。

「エンベデッド・ユビキタス／半導体関連部門」

この部門は、モバイル、移動体通信、カーエレクトロニクスなどの分野向け組み込みソフトウェア開発と、情報通信機器の中核となるメモリ、システムＬＳＩなど半導体製品に関する設計・評価・解析業務を主に行なっております。エンベデッド・ユビキタス分野は、携帯電話および基地局関連、その他情報機器関連の受注が堅調に推移し、半導体関連分野においては半導体設計・評価・解析が伸び悩んだもののマルチメディア関連の売上高が増加した結果、売上高は42億30百万円（前期比5.8％増）となりました。

２．設備投資等の状況

(1) 設　備　投　資

当期は、関西支社移転及び社内開発環境整備のために建物附属設備69百万円、器具備品12百万円ならびに、新基幹システム構築に１億46百万円、社内インフラ整備のためのソフトウェア・ハードウェアに１億42百万円を支出いたしました。

(2) 資金調達の状況

当期、特記すべき資金調達はありません。

(3) 研究開発投資

当期、研究開発への投資額は、２億10百万円であります。

３．営業成績および財産状況の推移

項　　目	単　位	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第38期(当期)
		平成14年４月から平成15年３月まで	平成15年４月から平成16年３月まで	平成16年４月から平成17年３月まで	平成17年４月から平成18年３月まで
売上高	百万円	16,096	16,663	17,750	19,216
経常利益	百万円	689	891	902	1,210
当期純利益	百万円	307	459	530	604
１株当たり当期純利益	円	34.60	53.20	61.16	63.16
総資産	百万円	10,513	12,089	12,582	13,182
純資産	百万円	6,201	6,536	6,945	7,523
１株当たり純資産	円	745	800	844	878

（注）１．当期より「固定資産の減損に係る会計基準」〈「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日）〉及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

２．第36期より「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年２月28日法務省令第７号）による商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「１株当たり当期利益」は「当期純利益」「１株当たり当期純利益」と表示しております。

第35期　わが国経済は、景気回復の兆しが見られないまま推移し、当情報サービス業界におきましても、景気の先行き懸念が強まり、企業の情報化投資の抑制等非常に厳しい状況で推移いたしました。

当社は、経営の意思決定と業務執行に関しての役割を明確にするため、執行役員制度を導入したり、ストックオプション制度を導入するなど、経営体制の強化と生産性の高い企業文化の醸成に取り組みました。また、オブジェクト指向のソフトウェア開発技術への取り組み、ＩＳＯ９００１認証取得の拡大を通じて、顧客に対し高品質かつ高生産性のサービスを提供することにより、事業の拡大に努めました。この結果、売上高は前期比7.4％増、経常利益は前期比39.0％減となりました。

第36期　わが国経済は、景気回復の裾野が徐々に広がりを見せ、総じて堅調に推移したものの、当情報サービス業界におきましては、顧客の価格低減ニーズ、技術力・提案力による業者選別の動きが強まるなど、依然として厳しい状況が続きました。

当社は、顧客ニーズや経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、より一層の営業力強化を目的に営業本部を新設し、アライアンスビジネスや、中国へのオフショア開発の試行へ積極的に取り組むとともに、ソフトウェア開発プロセスの能力成熟度モデルである「ＣＭＭレベル３」の取得、ＩＳＯ９００１認証取得拡大など、顧客に対するサービス価値の向上を通して収益力の強化を図りました。

この結果、売上高は前期比3.5％増、経常利益は前期比29.4％増となりました。

第37期　わが国経済は、企業業績の回復を背景とした堅調な設備投資や、雇用情勢の改善から個人消費も底堅く推移するなど、総じて堅調に推移いたしましたが、当情報サービス業界への波及は緩やかで、先行き不透明感の強い状況が続きました。

当社は、顧客志向に根ざした営業力の強化により、既存ユーザとの取引深耕や新規顧客開拓に努めるとともに、メーカー・ベンダー等とのパートナーシップやアライアンスを強化いたしました。コスト構造改革の一環として、中国でのオフショア開発にも取り組んだほか、高付加価値ビジネスへの変革を図るべく、事業モデルの見直しに着手するとともに、生体認証分野への進出等、他社とのアライアンスによる新規事業創生にも取り組みました。

この結果、売上高は前期比6.5％増、経常利益は前期比1.2％増となりました。

第38期　当期につきましては、前記「１．営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

４．会社が対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、顧客の価格低減ニーズ、技術力・提案力によるベンダー選別の動きが一層顕著となり、安価・良質な労働力を求めて開発業務のオフショア・シフトが更に加速しつつあるなど、以前にも増して「質の高いサービス」に対する要求が強まっており、今後ますますこの傾向は顕著になるものと予想されます。

このような事業環境を踏まえ、当社はサービス価値と顧客満足度の向上を最大のテーマとして、さらなる成長を目指すため、以下の施策を推進してまいります。

・高付加価値ビジネスモデルの確立

これまで比率が高かった受託派遣型のオンサイト・サービスビジネスから、より付加価値の高い一括請負を主体とするＳＩビジネスへと事業モデルの転換を順次図ってまいります。同時に「＠Ｆａｃｅシリーズ」などオリジナルブランドによるビジネスを確立することにより、ビジネスモデルを全社的に高付加価値型へと変革してまいります。

・営業力の強化

顧客ニーズの的確な把握とそれに合致したサービスの提供を行なうとともに、販売チャネルやパートナーの拡充を図り、営業力を強化してサービスに対する適正な対価を取得し、生産性の向上を図ります。

・開発力の強化

「社内開発プロセス標準」のさらなる徹底を図り、ローコストオペレーションを実施し、コスト構造変革を定着させ、開発力の強化を図ります。

・人材の育成

一括請負型大型案件の開発能力を強化するため、上級プロジェクトマネジャーの増強、技術者のローテーション・再教育、受託派遣型ビジネスからの要員シフトなど、総合的なプログラムの実施による技術者のスキル向上に注力していきます。

・Ｍ＆Ａ・アライアンス

ソリューション・プロバイダーとしての総合力向上を目的として、技術、商品、商流、人材などを強化し、より質の高いサービスを提供するために、積極的にＭ＆Ａやアライアンスに取り組んでいきます。

・事業ドメイン毎の戦略策定・実行

事業ドメイン毎に将来に向けたポートフォリオを明確にし、それぞれの位置付けに応じた基本戦略を策定・実行することにより、経営リソース配分の最適化と業績の最大化を実現していきます。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

Ⅱ 会 社 の 概 況（平成18年３月31日現在）

１．主要な事業内容

ソフトウェア開発、情報処理サービス、半導体開発関連業務ならびにソフトウェア商品等の開発・販売

２．主要な事業所

本社	（東京都新宿区）
東京支社	（同上）
Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部	（横浜市）
関西支社	（大阪市）
中部支社	（名古屋市）
九州支店	（福岡市）

（注）九州支店は平成18年４月１日付の組織変更により、九州支社となりました。

３．株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数	29,000,000株
(2) 発行済株式の総数	9,008,560株
(3) 一単元の株式数	100株
(4) 株主数	2,910名

(5) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
株式会社セールス・プロモーション・センター	1,993,256	22.13	－	－
情報技術開発社員持株会	921,560	10.23	－	－
髙橋香	449,515	4.99	－	－
髙橋信久	440,098	4.89	－	－
内藤惠嗣	386,822	4.29	－	－
三好千里	137,000	1.52	－	－
日本生命保険相互会社	132,000	1.47	－	－
竹田和平	130,000	1.44	－	－
三好一郎	122,000	1.35	－	－
太田清	120,341	1.34	－	－

（注）上記表以外に、当社は自己株式533,514株を保有しております。

(6) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

該当事項はありません。

② 処分株式　　普通株式　　292,000株

処分価額の総額　　152,424,000円

（注）ストックオプションの権利行使によるものであります。

③ 決算期における保有株式　　普通株式　　532,514株

（注）失念株式1,000株を控除しております。

4．企業結合の状況

該当事項はありません。

5．従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男　　性	1,216名	41名減	37才３カ月	14年１カ月
女　　性	163名	14名減	29才11カ月	６年７カ月
計または平均	1,379名	55名減	36才４カ月	13年２カ月

（注）上記従業員は就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員は含まれておりません。

６．取締役および監査役

区分	氏名	地位	担当または主な職業
取締役	内藤惠嗣	代表取締役 取締役会長	
	竹田征郎	代表取締役 取締役社長	営業本部長
	片岡禧造	取締役	関西支社長
	向井春雄	取締役	管理本部長
	三好一郎	取締役	Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部長
	髙橋信久	取締役	弁護士
監査役	木村昭夫	常勤監査役	
	矢作憲一	監査役	
	佐野忠正	監査役	公認会計士

（注）１．監査役矢作憲一および佐野忠正の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法令第18条第１項に定める社外監査役であります。

２．当該営業年度後の担当または主な職業の異動

平成18年４月１日付の組織の一部改定に伴い、その担当が次のとおり変更になっております。

氏名	地位	異動後の担当または主な職業
片岡禧造	取締役副社長	営業本部西日本担当、関西支社長
三好一郎	取締役	コーポレート本部長

７．新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権

（平成14年10月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権）

① 新株予約権の数

338個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式338,000株

③ 新株予約権の発行価額

無償

(2) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

（平成17年６月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権）

① 新株予約権の数

217個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式21,700株

③ 新株予約権の発行価額

無償

④ 権利行使時の１株当たり払込金額

１円

⑤ 権利行使期間

平成17年６月23日から平成37年６月22日まで

⑥ 行使の条件

（ⅰ）新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。

（ⅱ）前記（ⅰ）にかかわらず、平成36年６月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年７月１日より新株予約権を行使できるものとする。

（ⅲ）各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

（ⅳ）新株予約権者は、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をできないものとする。

（ⅴ）そのほか新株予約権の行使の条件については、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

⑦ 消却の事由と条件

（ⅰ）当社は、新株予約権の割当を受けた者が⑥に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却することができるものとする。

この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

（ⅱ）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑧　有利な条件の内容

当社の取締役（ただし非常勤取締役を除く）に対し新株予約権を無償で発行した。

⑨　割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

氏　　名	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数
内藤　惠嗣	60個	普通株式　6,000株
竹田　征郎	60個	普通株式　6,000株
片岡　禧造	45個	普通株式　4,500株
向井　春雄	26個	普通株式　2,600株
三好　一郎	26個	普通株式　2,600株

８．主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	株	%
第一生命保険相互会社	25	66,000	0.73
日本生命保険相互会社	25	132,000	1.47
株式会社百五銀行	6	－	－
三重県信用農業協同組合連合会	6	－	－

９．会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支払額
１．当社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	1,780万円
２．１．の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	1,780万円
３．２．の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	1,780万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、３の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年４月１日付で成果主義を反映した退職金制度を導入し、退職金規程を改定しました。また、同日付で退職一時金制度から、退職一時金と確定給付型の制度として、規約型企業年金制度（キャッシュ・バランスプラン）による退職金制度へ移行しました。この改定により、退職給付会計における退職給付債務額が106,998千円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。

貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,831,913**	**流動負債**	**2,872,231**
現金及び預金	3,218,503	買掛金	760,844
売掛金	3,711,517	短期借入金	62,000
有価証券	703,524	未払金	66,658
商品	5,790	未払費用	1,425,869
仕掛品	418,452	未払法人税等	263,532
貯蔵品	3,137	未払消費税等	179,464
前払費用	194,713	前受金	15,205
繰延税金資産	529,646	預り金	95,518
その他	57,818	その他	3,138
貸倒引当金	△ 11,190	**固定負債**	**2,786,701**
固定資産	**4,350,194**	退職給付引当金	2,694,811
有形固定資産	**1,182,669**	役員退職慰労引当金	91,890
建物	709,744	**負債合計**	**5,658,933**
器具備品	197,757	**資本の部**	
土地	275,167	**資本金**	**1,881,867**
無形固定資産	**319,728**	**資本剰余金**	**1,749,459**
ソフトウェア	311,684	資本準備金	1,749,459
電話加入権	8,043	**利益剰余金**	**4,564,533**
投資その他の資産	**2,847,796**	利益準備金	470,466
投資有価証券	649,097	任意積立金	616,000
長期前払費用	16,596	別途積立金	616,000
長期差入保証金	548,164	当期未処分利益	3,478,067
繰延税金資産	1,134,092	**土地再評価差額金**	**△401,300**
再評価に係る繰延税金資産	274,517	**株式等評価差額金**	**26,245**
その他	225,329	**自己株式**	**△297,630**
資産合計	**13,182,108**	**資本合計**	**7,523,175**
		負債及び資本合計	**13,182,108**

損 益 計 算 書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

（単位：千円）

科目			金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		19,216,657
		売上高	19,216,657	
		営業費用		18,035,872
		売上原価	15,051,038	
		販売費及び一般管理費	2,984,834	
		営業利益		**1,180,784**
	営業外損益の部	営業外収益		74,169
		受取利息・配当金	24,243	
		その他の営業外収益	49,926	
		営業外費用		44,510
		支払利息	1,438	
		その他の営業外費用	43,071	
		経常利益		**1,210,444**
特別損益の部		特別利益		16,560
		投資有価証券売却益	6,000	
		投資有価証券償還益	10,560	
		特別損失		237,584
		固定資産売却・除却損	6,786	
		投資有価証券評価損	60,000	
		ゴルフ会員権償還損	3,500	
		減損損失	8,805	
		事務所移転費用	64,294	
		債権売却損	94,198	
税引前当期純利益				**989,419**
法人税、住民税及び事業税			426,000	
法人税等調整額			△ 41,499	384,501
当期純利益				**604,918**
前期繰越利益				2,958,956
自己株式処分差損				10,774
中間配当額				75,033
当期未処分利益				**3,478,067**

注記事項

１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……移動平均法による原価法

仕掛品……個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……ソフトウェア
市場販売目的分
見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用分
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各発生年度の翌営業年度に一括費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

これは商法施行規則第43条に規定する引当金にあたります。なお、平成17年６月22日開催の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金制度は廃止となり「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

３．会計処理の変更

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」〈「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日）〉及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益が8,805千円減少しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,402,766千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計測機器および電子計算機（周辺機器を含む。）の一部については、リース契約により使用しております。

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金資産を資産の部に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△　35,708千円

(4) 配当制限

商法施行規則第124条第３号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産は26,245千円であります。

５．損益計算書に関する注記

１株当たりの当期純利益　　63円16銭

利 益 処 分 案

（単位：円）

科目	金	額
当期未処分利益		3,478,067,013
合計		**3,478,067,013**
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	76,275,414	
（１株につき９円）		
取締役賞与金	78,400,000	154,675,414
次期繰越利益		**3,323,391,599**

（注）平成17年12月２日に75,033,414円（１株につき９円）の中間配当を実施しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月15日

情報技術開発株式会社

取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　昭　仁　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、情報技術開発株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

退職金規程の改定に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各支社等の事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む。）を調査いたしました。さらに、会計監査人の独立性を確認し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対して報告を求め、詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社の財産状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) リスク管理体制等内部統制システムに関する取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月17日

情報技術開発株式会社　監査役会

常勤監査役　木村昭夫　㊞

監査役　矢作憲一　㊞

監査役　佐野忠正　㊞

（注）監査役矢作憲一及び監査役佐野忠正は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

１．総株主の議決権の数　　84,720個

２．議案および参考事項

第１号議案　第38期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、19頁に記載のとおりであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。そのため、経営基盤の強化に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、平成17年12月２日に１株につき９円の中間配当をお支払いいたしており、期末における配当金も１株につき９円（年間配当金は１株につき18円）といたしたいと存じます。

また、取締役賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、対象となる取締役５名に、前期より4,940万円増額し、7,840万円支給することといたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年５月１日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

(1) 株主総会の開催地を、東京都区内のいずれにおいても開催できるよう規定を新設するものであります。（変更案第13条）

(2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第16条）

(3) 株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることとなったことから、株主総会運営の効率化を図るため、代理人を株主１名とする変更を行うものであります。（変更案第17条）

(4) 取締役会において、いわゆる書面決議が認められることとなり、経営判断をより機動的に行えるよう、規定を新設するものであります。

なお、監査役が当該提案について異議を述べたときを除きます。（変更案第24条）

(5) 社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とし、広く優秀な人材を迎えられるよう、規定を新設するものであります。（変更案第32条）

(6) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年５月１日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。（変更案第４条）

② 当会社は株券を発行する旨の定め。（変更案第７条）

③ 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。（変更案第10条）

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所であります。）

現　行　定　款	定　款　変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第 1 条～第 3 条（本文記載省略）	第 1 条～第 3 条（現行どおり）
（新　設）	（機関の設置） 第 4 条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
（公告の方法） 第 4 条　当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	（公告方法） 第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数） 第 5 条　当会社が発行する株式の総数は、2,900万株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、2,900万株とする。

現　行　定　款	定　款　変　更　案
（自己株式の取得） 第 6 条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	（削　除）
（新　設）	（株券の発行） 第 7 条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第 7 条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ２　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に関わる株券を発行しない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第 8 条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。
（株式取扱規程） 第 8 条　当会社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 9 条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人） 第 9 条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役の決議によって選定し、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 （削　除） （削　除）

現　　行　　定　　款	定　款　変　更　案
（基準日） 第 10 条　当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。	（削　除）
2　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告を行ない、臨時に基準日を定めることができる。	（削　除）
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
（新　設）	（基準日） 第 11 条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（株主総会の招集） 第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。	（株主総会の招集） 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。
（新　設）	（株主総会の開催地） 第 13 条　株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか東京都区内において招集する。
（招集権者および議長） 第 12 条　（本文掲載省略）	（招集権者および議長） 第 14 条　（現行第12条のとおり）
（決議の方法） 第 13 条　（本文掲載省略） 2　商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。	（決議の方法） 第 15 条　（現行第13条第１項のとおり） 2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

現　　行　　定　　款	定　款　変　更　案
（新　設）	（参考書類等のインターネット開示） 第 16 条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
（議決権の代理行使） 第 14 条　当会社の株主は、株主総会の決議にあたり、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 この場合、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。	（議決権の代理行使） 第 17 条　当会社の株主は、株主総会の決議にあたり、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。
（議事録） 第15条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。	（削　除）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第 16 条　（本文掲載省略）	（取締役の員数） 第 18 条　（現行第16条のとおり）
（取締役の選任） 第 17 条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第 19 条　（削　除）
２　前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任は累積投票によらない。	２　（現行第17条３項のとおり）
（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。	（取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

現　　行　　定　　款	定　款　変　更　案
2　補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	2　（削　除）
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第 19 条　取締役会は、その議決により、代表取締役４名以内を選任する。	第 21 条　取締役会は、取締役の中から代表取締役４名以内を選定する。
2　取締役会は、その決議により、前項の代表取締役のうちから取締役社長を選任するほか、必要に応じ、取締役のうちから、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役を選任する。	2　取締役会は、その決議により、前項の代表取締役のうちから取締役社長を選定するほか、必要に応じ、取締役のうちから、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役を選定する。
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第 20 条　（本文掲載省略）	第 22 条　（現行第20条のとおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第 21 条　（本文掲載省略）	第 23 条　（現行第21条のとおり）
	（取締役会の決議の省略）
（新　設）	第 24 条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程）	（取締役会規程）
第 22 条　（本文掲載省略）	第 25 条　（現行第22条のとおり）
（取締役の報酬）	
第 23 条　取締役に対する報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削　除）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（監査役の員数）	（監査役の員数）
第 24 条　（本文掲載省略）	第 26 条　（現行第24条のとおり）
（監査役の選任）	（監査役の選任）
第 25 条　監査役は、株主総会において選任する。	第 27 条　（削　除）
2　前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現　　行　　定　　款	定　款　変　更　案
（監査役の任期） 第 26 条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２　（本文掲載省略） （常勤監査役） 第 27 条　監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。 （監査役会の招集通知） 第 28 条　（本文掲載省略） （監査役会規程） 第 29 条　（本文掲載省略） （監査役の報酬） 第 30 条　監査役に対する報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。 （新　設） 第６章　計　　算 （営業年度および決算期） 第 31 条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	（監査役の任期） 第 28 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２　（現行第26条２項のとおり） （常勤監査役） 第 29 条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。 （監査役会の招集通知） 第 30 条　（現行第28条のとおり） （監査役会規程） 第 31 条　（現行第29条のとおり） （削　除） （社外監査役との責任限定契約） 第 32 条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第６章　計　　算 （事業年度） 第 33 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

現　　行　　定　　款	定　款　変　更　案
（新　設）	（剰余金の配当） 第 34 条　当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（利益配当金） 第 32 条　利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者に支払う。	（削　除）
（中間配当） 第 33 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。	（削　除）
（新　設）	（自己株式の取得） 第 35 条　当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第 34 条　利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。未払の利益配当金または中間配当金に対しては、利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第 36 条　期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。未払の期末配当金または中間配当金に対しては、利息をつけない。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため３名増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
1	内藤惠嗣 (昭和12年６月９日生)	昭和58年11月　当社入社 当社　取締役 昭和59年２月　当社　代表取締役常務取締役 平成元年３月　当社　代表取締役副社長 平成元年６月　当社　代表取締役社長 平成16年６月　当社　代表取締役会長（現任）	386,822株
2	竹田征郎 (昭和18年５月24日生)	昭和46年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成８年４月　同社　取締役 平成13年６月　日本電通株式会社入社 同社　専務取締役 平成15年３月　当社入社 当社　特別顧問 平成15年４月　当社　上席執行役員営業本部長 平成15年６月　当社　取締役専務執行役員営業本部長 平成16年６月　当社　代表取締役社長（現任）	12,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
3	片岡禧造 (昭和18年４月30日生)	平成10年４月　当社入社　顧問 平成10年６月　当社　専務取締役 平成12年４月　当社　専務取締役　営業部門統括、ＤＷＨ（データウェアハウス）事業部・ネットワーク製品企画開発部・技術統括部・品質管理部担当 平成12年12月　当社　専務取締役　営業部門統括、ＤＷＨ（データウェアハウス）事業部・ネットワーク製品企画開発部・技術統括部・品質管理部・東京ネットワーク技術研究所担当 平成14年４月　当社　専務取締役　営業部門統括、ネットワーク製品企画開発部・技術統括部・品質管理部・東京ネットワーク技術研究所担当 平成14年６月　当社　取締役　上席執行役員　営業部門・技術部門・品質管理部門統括 平成15年４月　当社　取締役　上席執行役員　経営企画室長、技術部門・品質管理部門・情報システム部管掌 平成15年６月　当社　取締役常務執行役員経営企画室長、技術部門・品質管理部門・情報システム部管掌 平成16年４月　当社　取締役　常務執行役員　技術本部長 平成16年６月　当社　取締役　副社長執行役員　技術本部長 平成17年４月　当社　取締役　副社長執行役員　営業本部関西支社長 平成18年４月　当社　取締役　副社長　営業本部西日本担当兼関西支社長（現任）	60,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
4	向井春雄 (昭和23年4月13日生)	昭和61年３月　当社入社 平成６年６月　当社　取締役　関西支社副支社長 平成12年４月　当社　取締役　経営企画室長、人事部長兼務 平成14年４月　当社　取締役　経営企画室長、人事部長、情報システム部長兼務 平成14年６月　当社　上席執行役員　経営企画室長、人事部長、経理部長、情報システム部長兼務 平成15年４月　当社　上席執行役員　人事部長、経理部長兼務 平成16年４月　当社　上席執行役員　管理本部長、人材開発部長併務 平成16年６月　当社　取締役　上席執行役員　管理本部長、総務部長、人材開発部長併務 平成17年４月　当社　取締役　上席執行役員　管理本部長 平成18年４月　当社　取締役　管理本部長（現任）	34,000株
5	三好一郎 (昭和38年１月15日生)	昭和61年４月　三井物産株式会社入社 平成13年４月　当社入社　関西支社副支社長 平成14年６月　当社　執行役員　関西支社副支社長 平成15年４月　当社　上席執行役員　関西支社長、システム営業部長併務 平成16年６月　当社　取締役　上席執行役員　営業本部関西支社長、システム営業部長併務 平成17年４月　当社　取締役　上席執行役員　営業本部副本部長、E・U・L事業統括部長併務 平成18年４月　当社　取締役　コーポレート本部長（現任）	122,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
6	石井新吾 (昭和29年４月19日生)	昭和52年４月　富士通株式会社入社 平成14年４月　当社入社　常勤顧問 平成14年６月　当社　上席執行役員　経営企画室長 平成15年４月　当社　上席執行役員　東京支社長兼営業本部副本部長 平成16年４月　当社　上席執行役員　経営企画室長兼商品・サービス開発室長 平成16年６月　当社　上席執行役員　経営企画室長兼広報・IR室長兼商品・サービス開発室長 平成17年４月　当社　上席執行役員　コーポレート本部長兼広報・IR室長兼商品開発室長 平成17年５月　当社　上席執行役員　コーポレート本部長兼広報・IR室長 平成18年１月　アルティオーラ・システム㈱社外取締役（現職） 平成18年４月　当社　理事　ソリューション開発事業部長（現任）	13,300株
7	中村博文 (昭和24年７月７日生)	昭和48年11月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成17年１月　当社入社 平成17年４月　当社　上席執行役員　開発本部長兼プロジェクト監理部長 平成18年４月　当社　理事　開発本部長（現任）	300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
8	竹田伸一 (昭和32年１月10日生)	昭和51年４月　当社入社 平成６年４月　当社　関西支社システム営業部長 平成12年４月　当社　ＤＷＨ（データウェアハウス）事業部長 平成14年４月　当社　東京支社システム営業部長 平成15年11月　㈱クリエイティブ・コンサルタント社外取締役（現職） 平成16年４月　当社　営業本部東京支社長兼システム営業部長 平成16年６月　当社　執行役員営業本部東京支社長兼システム営業部長 平成17年４月　当社　執行役員　営業本部営業統括部長兼営業本部東京支社長兼東京システム営業部長 平成17年９月　当社　執行役員　営業本部営業統括部長兼東京支社東京システム営業部長 平成18年４月　当社　理事営業本部営業統括部長（現任）	8,200株
9	髙橋信久 (昭和24年９月13日生)	昭和57年５月　髙橋法律事務所開所（現職） 平成２年６月　当社　監査役 平成16年６月　当社　取締役（現任）	440,098株

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役木村昭夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。選任された場合の任期は、当社定款の規定により前任者の任期の満了する時までといたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の会社の代表状況）	所有する当社の株式数
難波民弥 (昭和22年10月10日生)	昭和45年８月　当社入社 平成４年４月　当社　電子デバイス技術センター所長 平成８年６月　当社　取締役　電子デバイス技術センター所長 平成12年４月　当社　取締役　横浜支社長 平成14年６月　当社　上席執行役員横浜支社長 平成17年４月　当社　監査室長（現任）	21,700株

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

１．現在の取締役の報酬額は、平成５年６月18日開催の第25回定時株主総会において、年額１億８千万円以内として、ご承認いただき今日に至っておりますが、その後の役員退職慰労金制度の廃止により、現行の取締役報酬制度は月額報酬（固定）、賞与（毎期変動）の二本立てとなっています。

この度の会社法の施行において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、賞与についても従来の利益処分ではなく、費用とされることになりました。そこでこれらを包括した新たな制度として、取締役の報酬が毎年の業績や成果に見合って決定される業績連動型報酬制度（会社法第361条第１項第２号に定める報酬）を導入いたしたいと存じます。これにより、取締役報酬の内固定枠として年額２億円以内、変動枠として年額１億７千万円以内（上限を１億７千万円とし、下限を０円とする）とし、取締役の年額報酬総額を３億７千万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、各取締役の個別の支給金額、支給時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

現在の取締役は６名でありますが、第３号議案が承認されますと取締

役は９名となります。

新たに導入する業績連動型報酬制度の算定方法とこれを相当とする理由は次のとおりであります。

（算定方法）

固定枠は、役位別に一定水準を保証する固定報酬（月額報酬）としますが、それに個人業績評価を反映させ、10％増減の範囲内で決定します。

一方の変動枠は、固定報酬の40％～55％の範囲で役位別に設定した変動報酬（変動報酬基準額）とし、それに会社業績連動率と個人業績評価係数を乗じて算出します。なお、上位者ほど変動幅を大きく設定し、非常勤取締役は含まれておりません。

会社業績連動率は、業績指標として、売上高（30％）と経常利益（70％）を加重平均した対前年比伸張率を使用した「会社業績連動換算表」により算出します。その換算表は、対前年比伸張率の増減幅を30％の範囲内で、伸張率に応じた換算係数およびそれによって計算される会社業績連動率（上限を200％とし、下限を０％とする）を定めております。これにより、変動報酬の支給額は、最大、変動報酬基準額の２倍となり、反対に対前年比伸張率が70％未満であった場合、変動報酬は一切支給されないことになります。

（相当とする理由）

ご提案させていただきます業績連動型報酬制度は、取締役報酬の年間総額に占める固定報酬部分を縮小、変動報酬部分を拡大し、取締役報酬と企業業績・株主価値との連動性を高めることを目的としております。それが取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役の業績・成果度合をより反映した報酬制度として適切と考えられるからであります。また、業績を計る指標について、売上高と経常利益を用いますのは、売上高は成長力を示す尺度であり、経常利益は営業利益よりも期間業績の実態をよく表すものと考えられるからであります。

２．取締役の報酬額として固定報酬と変動報酬以外に、会社法の施行による金銭に非ざる報酬として、業務上の必要性により転居しなければならない場合に限り、当社所定の基準に基づいて社宅使用料を徴収した上で、転勤者用住宅を提供することとし、会社が負担する費用は取締役１人当り月額25万円以内といたしたく存じます。

なお本総会終結時において、支給すべき取締役は２名であります。

以　上

〈メ　　モ〉

〈メ　　モ〉

第38回定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
13階　当社大会議室

もよりの駅　新宿駅（ＪＲ線・東京メトロ丸ノ内線・小田急線・京王線他）　徒歩10分
都営地下鉄大江戸線　都庁前駅　徒歩６分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅　徒歩３分

（会場付近略図）

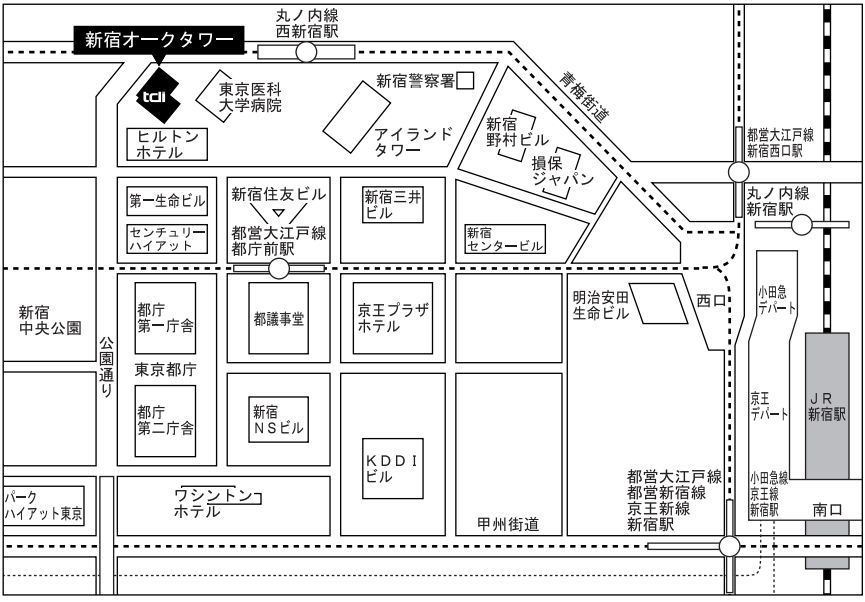

（会場の場所柄駐車場をご用意できませんので、勝手ながら
お車でのご来場は、ご容赦賜わりたくお願い申し上げます。）